

第3回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成21年1月28日（水）共用会議室1
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 永見 尊 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成20年7月1日～平成20年9月30日
抽出案件	9件
審議案件	9件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】（一般競争入札）「灯油1号の購入」
については、抽出事案8と併せて討議されることとなった。

【抽出事案2及び3】（一般競争（総合評価））共同利用システム基盤の業務・システム最適化に係る機器・ソフトウェアの賃貸借及び文書管理業務の業務・システム最適化に係る機器・ソフトウェアの賃貸借

質問・意見	回答
事案2の方は開発作業がないということだから落札率が落ちたということだが、事案3の方では、あまり落札率が落ちなかった理由として、システムでパッケージを利用するためということなのか。	今回、4者から提案があったが、機器を提案するに当たって、そのパフォーマンスを十分に発揮するためには、そのパッケージシステムの機能に精通していることが必要であることかつ安いということが求められるため、業者側としては、自分のところでない製品を調達してきて提案するというのはなかなか手を伸ばせなかったのではないと思われる。
当初開発した業者と今回落札した業者というのは関係があるのか。	直接的な関係はないが、今回落札した業者と当初開発した業者とが協力した上で提案してきているもの。
今回落札した業者でないと当初の開発業者と組めないものなのか。	必ずしもそうではなく、今回落札した業者以外の者でもやろうと思えば組めたものと思われる。
予定価格の見積はどこからとったのか。	応札業者からとることとしているので、この場

	合、落札した1者から徴したもの。
応札するしないに拘わらず可能性のある業者から聞くのではなくて、応札するとわかった業者からしかとらない、ということか。	応札する業者から見積を聞き、それに市場価格を参考にするもの。複数の場合は、それらの見積が参考になるのであるが、今回の場合は1者しかなかったためそのようにしたもの。
競争にしたということは、他の業者も入ってくる可能性もあることからだと思いが、適正な予定価格を算定するという観点からして、参加可能な業者の数をどれくらい想定していたのか。	既存の製品であれば、例えばカタログやネットなどで調査することは可能で、それと業者の下見積を比べた上で予定価格を算定することになるもの。 意見招請の段階では2者、その後設計・開発時にはこれ以外に3者が手を挙げていたので、やる気であれば3者なり4者なりということはあったのかと思われるが、実際はなかったところ。
1者入札というのを少なくしたいという要請がある中で、何かご意見があれば教えて欲しい。先にパッケージを開発してその後機器の入札をするということが、結果的に1者入札の可能性を高くしてしまっているのではないか。	今の調達指針に基づき、このシステムについての設計・開発と機器のそれぞれの調達は分割しており、1者ではないところ。国会でも議論があったように、このような巨大なシステムはどんぶり勘定ではないかという話があった中で、設計・開発に係るコストはこのくらいで、機器に係るコストはこのくらいで、とそれぞれ明らかにした上で、調達を行っているもの。ただ、設計・開発の段階で、はじめにある業者がとってしまうと後々他の者がなかなか入ってこないという状況もあり、なかなか難しいところかと思う。ただ、何か別のものが出てくるならば、別の業者が入札してくるということもあろうかと思う。実際問題として、業者側としては、一番はじめに設計・開発を取るかどうかポイントで、その後のインセンティブにもつながってくるものではないかと思う。
相手方がどのくらいノウハウをもっているかどうかで、価格競争に関係してくるかと思う。また、セキュリティも含めて、複数の業者が入札して透明性の確保をすることが重要かと思う。評価のところでCIO補佐官も入っているということだが、これらの点についてはどのように見ていたのか。	最適化計画に基づき行っているもので、システム要件などにつき各省に諮るといった場合、総務省も含め各省のCIO補佐官その他専門の方々からいろいろご意見をいただいているところ。そのご意見を踏まえ、各省にお示ししているところ。
予定価格などの契約各種情報につき、各省の情報を蓄積するということは何か考えているのか。	今度、調達データベースというものを、その内容を充実する形で来年度から運用することを検討しているところ。価格的なところ、予定価格などにつ

	<p>いては、なかなか各省が公表するというのは難しい点もあろうかと思われるが、調達ノウハウや仕様書などの情報につき蓄積できるよう準備しているところ。</p>
<p>案件3の契約は賃貸借とあるが、これはファイナンスリース契約か。また、期間はいつまでか。</p>	<p>いわゆるレンタルではない契約で、期間は4年。</p>
<p>案件3の方は保守を含む、となっているが、案件2の方はいかがか。</p>	<p>特別な保守ということではなく、いわゆるサポートを含めてのものとなっているもの。</p>

【抽出事案4】(一般競争入札) 総務省平成19年度省庁別財務書類の作成、支援等の請負	
質問・意見	回答
1者入札とならないような方法はなかったのか。	契約担当から、例えばある特定の業者に、今度こういう案件があります、というような話し方はなかなかできないもの。ただ、できることとしては、周知期間を延ばすことなので、今回も割と長い18日間としたところだが、結果として、以前参加していた業者の参加はなかったもの。
いわゆる腕力、作業的な部分と、公認会計士でないとできない、つまり公会計的な部分があるかと思うが、その腕力的なところは、業者からするとあまり魅力的ではないのかもしれない。その部分については、データ入力をする会社にやらせようといった工夫を検討したか。 今後工夫できるところは工夫していくべきではないか。	各会計を連結するにあたり、監査法人のところで集計するソフトがあるらしいのだが、その集計方法につき、公会計の基準を基にした各法人のノウハウがあることから、仮に当方でその集計方法のノウハウ的なものを会得できるのであれば、データ入力の部分については別に発注するということも可能なのかもしれない。
19年度から一般競争入札に変更しており、つまり価格で競争するということだが、何か理由はあるのか。 また、本来的には省庁側で作成されるべきものであり、いわば丸投げ的なものに見えなくもないが、いかがか。	
各省大体、自分のところは若干組み替えをしている程度で、作業はみな公認会計士事務所などに投げているというような状況と理解してよいか。	ここ数年は国も独法もそれぞれ会計基準を変えたりしているという中で、それらに対しての支援、民営に近いところは監査証明を出すまでの事務等々につき、その事務内容が極めて増加している状況を鑑みると、そこまで手が回らないというところがある。

【抽出事案5】(一般競争入札) 情報通信分野の国際機関における開発途上国の支援に関する調査の請負	
質問・意見	回答
相手方とは16年度からコンスタントに随意契約の形での実績があるようで、応札が1者の形の契約が随分多いが、これに対して何か工夫はないのか。	この相手方は、国際電気通信連合の各種活動に対して協力することを目的とした法人であることから、一番ノウハウを有している者と認識しているところ。また、一般競争を行った上でのものであることから、相手方が同じなのは結果的にそ

	うなったものであると認識しているところ。
成果物が目的に沿ったものであるかどうかについて、どのように見ているのか。	経費について、主にかかっているのは、人件費、旅費及び物件費であるが、スイスのジュネーブにある国際電気通信連合の会議に出席するための旅費やそれらに係る滞在費が適正であるか、また成果物について、内容はもちろん、それに要した人件費についても適正であるかどうか確認しているところ。
その要した経費についてはきちんと報告の形で出してもらい、チェックしているということか。	例えば出張については、旅費としてその要した航空賃や宿泊料、あるいは印刷費や物件費、通信費などの要する経費につき、算定しているところ。
例えば、その旅費だけ計上されながら、中身が伴わないといった状況だと、社会的にも問題だと思うが、そういった点のチェックにつき、こういう調査研究関係で、当局側で何か認識していることはあるのか。	今回、旅費として算出しているのは、先に申し上げた会議の出席2回についてである。算定についてはその実際にかかった分についてだけであり、あくまで必要最低限のものだけを見るというもの。
契約内容には、「開発途上国が必要とする情報通信分野の具体的な需要を調査・分析する」という現地を調査するかのようなくだりがあるが、そういった場合、単に会議に出席するだけでは足りないものかと思うし、ただ会議に出席するだけのものであったならば、当局側でもできるようなことかとも思うが、いかがか。	当局側ではその専門性及びマンパワー的な観点から、必ずしも自前で行いきれない所があるところ。 また、その会議に出席すると、その会議には各国関係機関から関係者が多数出席していることから、わざわざ各国をまわらずしてその会議場内外で意見交換や情報収集を行うことができるメリットがあるため、契約相手方が会議に出席し、その専門性を生かして情報収集等してもらうことが効率的かと考えているところ。
実際、随契でやるのが自然なのに、無理矢理一般競争しているようにも見える。オープンにして、他の者が応札する可能性はあるのか。	その専門性から、他の者が応札する可能性は少ないと思われるが、今回の相手方だけしかできない、という内容でもないと思う。
まだ成果物は提出されていないとのことだが、今後、我々が見せてもらうということは可能か。	可能である。

【抽出事案6】(随意契約(企画競争))行政相談委員研修用DVDの企画及び制作の請負	
質問・意見	回答
価格の提示はどの段階で行ったのか。	提案を募集する際である。募集要項の中で、所要経費が700万を上限とする、としており、この企画はいくらでやるのか、という見積も併せて提出してもらったようにしたもの。
選考された業者の見積を参考に予定価格を算定している、という点についてはどうなっているのか。	提案が出て、一番良い者が決定してからの見積額が予定価格となるもの。
この手のものはどのくらいのサイクルで作り替えるものなのか。	5年前にビデオを作成したのだが、DVDについては、今回が初めてのもの。今のところ決めているわけではないが、今後はおおむね4、5年で作りたいと考えているところ。
各者からの提案の価格にはばらつきがあったのか。	全ての記録をもっているわけではないが、ほとんどの者は700万辺りの額だったかと思う。
価格競争になじまないもの、ということだが、本当にそういうものなのか、疑問がある。大手のところは丸投げ的にお願いすると、企画案と実際出来たものに差があるのではないか。下請け孫請けに出す中でどれだけ内容を抜くかによって価格が決まっていくところもあり、小さいところも価格競争でできるのではないか、と思うがいかがか。	今回、見る側にインパクトがあるようなものにして下さい、ということでお願いしているものだが、そのインパクト、というのを我々が何らかお示しできればいいのだが、なかなかそういったことができないところもあり、そこは業者側で考えてもらい、その中で一番いいものを採用する、ということをしているもの。いわゆるデザインものについては、こちらがこのようなもの、というものが示せれば価格競争になじむのであろうが、なかなか仕様として示せないところもあり、このようにするのはある程度やむを得ないところもあるのかと思う。
装丁案を見せて、これをいくらでやってくれるのか、というようなことはできないのか。つまり、企画と価格をセットにして入札できないのか、ということについて、いかがか。	
5年前にビデオを作っていたということだが、今回のものは全く別のものということなのか。	5年前のビデオについては、広報用に作ったもの。今回のDVDについては、特に新しく就任した行政相談委員あてに、先輩の行政相談委員の活動を紹介して、このように活動していただけないか、といういわば教材のような性格のものである。
実際は当局側で作成できるものではないか。他省では、以前この件と同様に業者に発注していたものを自前で作成するようになった、という事例もある。今後、工夫してはいかがか。	今後考えていくべき点かと思われる。

<p>【抽出事案7】(随意契約(公募))総務省LAN端末インストール用マスタ媒体の作成作業等の請負 ほか1件</p>	
質問・意見	回答
<p>落札率が100%でない方については、何らかの理由で公募した、ということか。</p>	<p>財務省から示されている「公共調達最適化について」の中で、特殊な技術設備が不可欠であるということで本来そこでなければできないものであっても、果たして本当にそうだろうか、そこまで言い切れないものについては公募を控えたい、というものがあり、今回それに沿って行ったもの。</p>

【抽出事案1及び8】（事案1（一般競争入札）、事案8（随意契約（不落・不調随契））「灯油1号」の購入及び「A重油1種1号」の購入	
質問・意見	回答
資料では、予定価格につき事案1は単価で表記されているが、事案8は総額が表記されているが、何か違いがあるのか。	事案8の方は単価に予定数量を掛けた概算金額を記入しているもので、その金額を予定総価として入札をしたもの。事案1では単価を入札し、事案8の方は単価に数量をかけた金額を入札しているのだが、単価で入れる際にもその予定数量は予め明らかであることから、結果的には同様となるところ。
その入札の仕方について、何か目安のようなものはあるのか。	特に目安のようなものはない。
業者側の方が、今般の不安定な相場の状況においてリスクを負うようなところもある中で、単価契約の場合、価格が一定以上の変動があった場合どうなるか、といったものがあるならば、業者が辞退するというようなことも防げるのではないかとも思うがいかがか。	例えばガソリンについては単価契約をしているところだが、年間契約であったため、今年はかなり変更契約を行っているところであり、いくらその当時の原油価格に基づいた単価だとしても、大きな変動があれば、業者の方からできません、と言ってくるものであり、それはその都度個別の協議を行っていくものであろうかと思われる。
事案1につき、入札説明会には1者しか来なかったのか。	仕様書は2者が受け取りに来たが、最終的には1者であった。なお、19年度は2者応札があり、うち1者が辞退した結果、落札したところ。
19年度で、総務省の東京の中央合同庁舎での灯油の調達はその1件ということか。	灯油につき、分担金での負担としてはこの1件。
同様の件につき、他省庁の状況は把握しているか。	他省庁の状況は不明だが、今の市場価格というのが公に示されているところ、おそらく他省庁も、価格についてはそれを基にしているものかと思われる。
事案8の総価契約につき、価格変動に対応するために、その金額につき何か講じていることはあるのか。	特に講じてはいないが、大幅に変動のあった場合にはその都度協議を行い、変更契約を行うものかと思われる。
その場合、総価金額を変えるということになるのか。	その場合、総価の基である単価を変えることになるもの。